**旅行業者営業保証金取戻し公告**

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 22 年４月 12 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①ドリーム旅行株式会社　②第３種旅行業　③秋田県知事登録旅行業第３－78号　④ドリーム旅行株式会社　秋田県にかほ市象潟町字後田19番地　代表取締役　渡部剛　⑤ドリーム旅行株式会社　秋田県にかほ市象潟町字後田19番地　⑥平成８年11月27日　⑧平成22年１月29日　⑩300万円　⑪秋田県知事　⑫秋田県にかほ市象潟町字後田19番地　ドリーム旅行株式会社　代表取締役　渡部剛

Ｂ　①グレーストラベルエージェンシー株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3483号　④グレーストラベルエージェンシー株式会社　東京都港区虎ノ門１丁目２番12号第２興業ビル　代表取締役　早水建治　⑤本社営業所　東京都港区虎ノ門１－２－12第２興業ビル　⑥平成８年２月27日　⑧平成22年３月12日　⑩450万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区虎ノ門１丁目２番12号第２興業ビル　グレーストラベルエージェンシー株式会社　代表取締役　早水建治

Ｂ　①レインボー企画株式会社旅行センター　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3904号　④レインボー企画株式会社　東京都港区赤坂二丁目17番72号赤坂イーデンビル　代表取締役　飯田美加　⑤旅行事業部　東京都千代田区飯田橋４丁目９番10号飯田橋才一ビル　⑥平成８年６月17日　⑧平成22年３月８日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区赤坂二丁目17番72号赤坂イーデンビル　レインボー企画株式会社　代表取締役　飯田美加

Ｂ　①株式会社Ｊ－ＴＨＡＩＬＡＮＤ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5934号　④株式会社Ｊ－ＴＨＡＩＬＡＮＤ　東京都新宿区西新宿七丁目９番15号　代表取締役　田中明子　⑤本店営業所　東京都新宿区西新宿七丁目９番15号新宿ダイカンプラザ706　⑥平成19年７月４日　⑧平成22年３月16日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区西新宿七丁目９番15号　株式会社Ｊ－ＴＨＡＩＬＡＮＤ　代表取締役　田中明子

Ｂ　①有限会社東海旅行　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－612号　④有限会社東海旅行　神奈川県横浜市南区宮元町３－59－１　代表取締役　中村和茂　⑤本社営業所　神奈川県横浜市南区宮元町３－59－１　⑥平成６年２月24日　⑧平成22年２月23日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県横浜市南区宮元町３－59－１　有限会社東海旅行　代表取締役　中村和茂

**旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告**

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 22 年４月 12 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①クレアティー・サービス株式会社　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－6091号　④クレアティー・サービス株式会社　東京都中央区築地一丁目５番５号　代表取締役　佐藤貴史　⑤本社営業所　東京都中央区築地一丁目５番５号　⑥平成20年９月11日　⑦平成22年３月８日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①有限会社ケー・ワイ企画（オオムラトラベルプラン）　②第３種旅行業　③長崎県知事登録旅行業第３－127号　④有限会社ケー・ワイ企画　大村市岩松町971番地６　取締役　八並数夫　⑤本社営業所　大村市岩松町971番地６　⑥平成15年４月８日　⑦平成20年４月８日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①愛知旅行企画株式会社（あいち旅行企画株式会社）　②第２種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第２－626号　④愛知旅行企画株式会社　名古屋市中村区名駅四丁目24番12号　破産管財人　市川博久　⑤本社営業所　名古屋市中村区名駅四丁目24番12号　⑥昭和59年６月６日　⑦平成22年１月７日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①有限会社烏山旅行　②第３種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第３－264号　④有限会社烏山旅行　那須烏山市野上1166番地16　代表取締役　佐藤道尚　⑤本社営業所　那須烏山市野上1166番地16　⑥昭和48年２月12日　⑦平成22年２月12日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社マイトラベル　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３－288号　④株式会社マイトラベル　富士市吉原３－８－３　代表取締役　西村良夫　⑤本社営業所　富士市吉原３－８－３　⑥昭和62年12月23日　⑦平成21年12月22日　⑧60万円　⑨1,364,456円